

○丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に
関する条例施行規則

令和4年3月25日
教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例（平成29年篠山市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド（以下「子育てママフィールド」という。）の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 子育てママフィールドの休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条の規定により子育てママフィールドの使用の許可を受けようとする者は、当該使用の1か月前までに、丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日までに、丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年篠山市規則第22号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

施設区分	開館時間
子育て拠点施設	午前9時30分から午後3時まで
その他の施設	午前9時から午後10時まで

別表第2（第3条関係）

施設区分	休館日
子育て拠点施設	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
その他の施設	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

様式第1号（第4条関係）

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド使用許可申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
電話番号

次のとおり丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドを使用したいので、
申請します。

使用目的、使用 方法等	
使用施設	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで
使用人数	人
使用責任者	TEL
備考	

様式第2号（第5条関係）

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールド使用許可書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市長

年 月 日付けで申請のあった丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの使用について、次のとおり許可します。

使用目的、使用方法等	
使用施設	
使用日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
使用人数	人
使用責任者	TEL
備考	使用に当たっては、丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守してください。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)